

令和3年度第1回京丹後市特別職報酬等審議会 会議録（要旨）

開催日時 令和4年1月18日（火）午前10時30分

開催場所 京丹後市役所3階 302会議室

出席委員 中井均委員（会長）

糸井ゆかり委員、藤井美枝子委員（職務代理）、梅田豊子委員、道家徹司委員

欠席委員 なし

事務局 市長公室長（川口）、人事課長（服部）、人事課長補佐（岡本）

説明者 消防長（池田）、消防本部次長（廣野）、消防本部総務課総務係長（松本）

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱通知書の交付
- 3 開会のあいさつ（市長）
- 4 審議会委員の紹介
- 5 事務局職員の紹介
- 6 会長選出及び職務代理指名
- 7 諮問（市長）
- 8 議事（審議）
- 9 閉会

公開又は非公開の別 公開

傍聴人の人数 0人

《要 旨》

●委嘱通知書の交付

●市長挨拶

今日はありがとうございます。

京丹後市の特別職の報酬等審議会ということで、お忙しい中お集まりをいただきました。本当にありがとうございます。また委嘱を受けてくださいますと大変お世話になります。ありがとうございます。

この審議会は条例に基づいて、京丹後市の特別職の報酬等をめぐって色々なご審議をお願いしたいということでございまして、市民の立場でご審議をいただくということ

目的としているということでございます。今回は、我々のまちの安全安心のかなめとして活動してくださっている消防団の皆様の処遇の改善、報酬等の額のあり方について、消防庁のほうから通知を先だっただいたということで、それを踏まえて、報酬改善、報酬の改定について諮問させていただくということでお願いをしたいというふうに思っております。どうか十分ご審議賜りますようによろしくお願いを申し上げてご挨拶とします。よろしくお願ひします。

●審議会委員紹介

●事務局職員紹介

●審議会会長及び職務代理の選出

会長	中井均
職務代理	藤井美枝子

●諮問

市長 京丹後市消防団員の報酬の額について下記のとおり諮問します。諮問理由として、令和3年4月13日付け消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定について」により、まちの安全・安心のかなめとして活動をいただいている消防団員の処遇改善に向けて、今後取り組むべき事項等について示されたことを踏まえて、消防団員の報酬の額等について、京丹後市特別職報酬等審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(市長退席)

●資料説明

事務局 事務局からご説明させていただきます。

諮問内容につきましては、改めてになりますが、消防庁長官通知により、まちの安全安心のかなめとして活動いただいております消防団員の処遇改善に向けまして、今後取り組むべき事項等について示されたことを踏まえまして、消防団員の報酬の額等について、審議会条例に基づきまして、審議会の意見を求めるというものでございます。

資料1につきましては、委員の名簿をつけさせていただいております。資料2に

ついて少し御説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては、「京丹後市特別職報酬等審議会条例」ということで規定をされておりまして、第2条のところでございます。第2条については所掌事項ということで規定をしています。「市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴くものとする。」ということで、第3号で「非常勤の特別職の報酬の額」ということで、ここが消防団員の部分に該当します。「京丹後市消防団条例」というものがございまして、その条例に消防団員の報酬額が規定されておりますので、この条例を変えるときには議会に提出して議決を得ることになりますので、それに向けまして皆様のご意見を聞かせていただくものでございます。

それから第5条につきまして、「会議」とありますが、第3項に「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。」ということが規定されておりますので、ご了承いただきたいと思います。

●審議（要旨）

事務局 それでは、議事に入らせていただきますが、ここからは、進行を会長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

会長 それでは、審議会を進めさせていただきます。

最初に、京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議録の確認について委員が行うことになっており、本日の会議録の確認については、糸井委員にお世話になります。よろしく申し上げます。

それでは、京丹後市消防団員の報酬の額の改定等について事務局から説明をお願いします。

●事務局より改定の概要について説明。

説明者 では改定の内容につきまして説明をさせていただきたいと思います。

（資料3から4について消防本部より概要を説明）

会長 以上、事務局からの説明を踏まえまして、京丹後市消防団員の報酬の額の改定等に関して、質疑及びご意見をお願いしたいと思います。委員の皆さん、ご意見ございますでしょうか。

委員 報酬等について、上げてあげるといふなら、いくらでも上げてあげて下さい。あ

とは、財源の問題や色々なことあるのでそれはわかりませんが、今の消防団はちょっと可哀そうだなと思う気がします。

説明者 資料4をもとに消防本部より説明。

会 長 今、非常に詳しくご説明いただきまして、国からの消防団員の処遇改善に向けての是正ということで、良いかなと思って聞いておりました。各委員さんそれぞれご意見がございましたらお願いします。

委 員 金額とかいったところは特に問題ないと思うのですが、ただ思うのが、団員さんの在り方というところですか。いわゆる各地区によって若い方から年配の方まで地区によって多いとかあると思いますが、その中で必ずその方々が出席されているといいますか、少し言い方が悪いですが、幽霊団員みたいな方がいらっしゃるようなことも少し聞いたりもしています。そういうところの個人に払われる報酬というのはどうなのかなというところで、団員さんの在り方であったり、こうした報酬をもらってしているというなかでしっかり職務を全うするというところの意味といいいますか、そういったことをしっかりした上でこういう報酬を上げてもらうというところをされたらどうかなと感じます。やはり地域を守ってもらうということでは重要なことだと思いますし、それに伴って国の金額に合わせることは重要だと思うんですけども、そういうところもやはりしっかりと見てほしいなと思います。

会 長 今の件につきましてどうでしょうか。

説明者 幽霊団員という話が出ていたかと思いますが、確かに消防団につきましてはそういった方もございます。というのは、出張であるとか、遠方に勤められているということでなかなか消防団に参加できないということで、現状としましては、一応休団制度というのを設けております。消防団には籍はあるけれども出動等々には出動できませんよということを報告していただきまして、そういった方については報酬等々はお支払いをしておりません。

参考までに伝えておきます。

委 員 はい。

説明者 今回の件につきましても、休団というようなことを今は内規でやっておりますが、今回の条例改正のなかで、休まれる場合は届出を出して、その間は支給をしないということを条例にはっきりうたっていくことも考えているところでございます。

会 長 よろしく申し上げます。他の委員さんはどうですか。

委 員 本当に消防団の皆さんには地域のために安全に安心に見守っていただいています。

感謝申し上げます。ありがとうございます。

報酬についてですが、近隣の市町村でバラバラなので、もう少し協力して金額的なことを合わせていくといったようなことはなかったのかなと思います。

もう一つは出動報酬についてですが、時間的なことですね。時間というのが、「火事がおこりました、皆さん集まってください」と言ってそこからスタートなのか、終わるのも「消えました」、でもそこで片付けもしないといけないけれどその時間もここに入っているのか、そういうところを考えますと、私の意見ですけれども、やはり一日皆さんお世話になるわけですから、一日にしてもいいのかなという思いがあります。

会 長 今の件について、補足説明を。

説明者 時間の考え方ですが、サイレンが鳴ってから出動するかと思いますが、そこが恐らくスタートになるのかなと考えています。では、終わりの時間をどうするか一番のポイントになるかと思いますが、団長さんが大体解散をかけますが、おっしゃられるように、帰ってからホースを洗い、干して、次の出動に備えて納めなければならないので、当然終わりはそこまでなのかなと思います。しかし距離が違うものですから、峰山の第1分団は早く終わり、遠くの分団は遅くなるといった同じ出動に対して時間もバラバラになるといったなかで同じ報酬というのも大変ですから、一応目安として今まで大体2時間できていたのですが、そういった片付けもあるので、時間管理も大変ということもございまして、一応3時間をもとにしております。3時間もあれば大現場は2時間で終わるものですから、帰って片づけをしても1時間あればできるのかなというような考え方をしております。火災の場合は時間をしっかり区分できるのですが、大災害の場合はそんな時間ではなかなかできないものですから、国も1日というように示しているので、それを勘案した考えでいきたいと思っておりますし、ご指摘の時間の考え方につきましては、そういったかたちで市では3時間と、2時間毎にさせていただいているのが現状でございます。

委 員 出来たらやはり本当に皆さんに一日でも夜中でもお世話になるわけで、出動の金額という報酬はたくさん上げていただきたいという気持ちです。

説明者 確かに仕事を休んで出てきてもらうわけですから、その仕事を休む時間に見合うような金額として、基準という時間給1,000円が高いか安いかわからないですけれども、市の実態から比べて1,000円なのかなというようなことでお示しをさせていただきました。

また、年額報酬につきましては確かにバラバラでございます。特に与謝野町さん

は非常に高い金額となっていますので、そこはなんとも申し上げられないのですが、今までの歴史もあってされてきたのかと思います。

委員 そういうところもまたこれから見直しのほうもよろしくをお願いします。近隣と統一されるとお互いに色々な面で協力もしやすいと思います。

説明者 国のほうも報酬が違うということで、年額報酬はしょうがないけれど、出動手当については同じ災害ですからこれは一律にしようというようなことで、出動手当については報酬ということで一律国が示されているということです。

委員 京丹後市の消防団は、昔は青年団みたいな人達が消防団に入ってというような感じだったと思いますが、今はどのように消防団員の勧誘をされているのですか。

説明者 勧誘につきましては、ほぼ地元の分団長さんや班長さんをお願いをされていて、その方達が、都会から帰ってきた人を話か何かで聞いては勧誘をしに行くというのが現状でございます。今はコロナ禍で集会をすることもなくて、情報が非常に入ってきづらいと団員さんの方からは聞いていますが、基本的には地元の区、もしくは地元の団員さんから情報を集めて勧誘に行っているのが現状です。勧誘に行っても、本人さんは入る気が満々なのですが、後から親御さんがいやちよっとという話をちらほら聞いたこともあります。

委員 京丹後市の消防団員さんの平均年齢はどのくらいですか。

説明者 今現在の平均年齢は、38歳、39歳です。

委員 私達市民の安全を守ってくださる方達ですから、今こうして値上げの金額をすごく上げてあげたいという気持ちがあります。というのも、やはり危険を顧みてこうして私達市民の命を守ってくださる方達ですし、今平均年齢をお聞きしたのはやはり若い人達に消防団員になっていただいて市民を守ってほしいなというので、高齢化してくるとやはり大変だなと思います。訓練に今度500円値上げしているのも、やはり気持ちの問題で、行ったら今度値上げしてもらったから頑張ろうというような気持ちにも団員さんはなってくるんじゃないかと思いますし、今回京丹後市も他の市とほぼ金額を合わせてきているので、そのところは励みになるんじゃないかなというふうに思います。

委員 これがOKだとしたら、4月1日からということで、4月1日になる前に幽霊団員のことについてしっかりとしたほうが良いと思います。今まで1万9千円だったものが3万いくりに上がる、それなのに出勤しなくてもいいかなと思う人がいるのは、絶対駄目なことなので。私も39年間しましたが、そんなことひとつも思わない。消防があったら行きたかった。先輩達の話を知ったり色々なこと

ができたので良かったんですが、今の子達は、一杯飲もうかと言っても帰ってしまいうし、すぐにゲームや色々なことで何でもそういうようなことになってしまうので、そこは部長や班長がうまくまとめてやっていただきたいと思いますが、もう一度確かめてみたほうが良いと思います。

会 長 その他ございますでしょうか。

今のご意見ですと、4月1日の改正までにそういったことの実態といいますか、再度報告をということでしょうか。

委 員 それをしたほうが良いと思います。皆で話し合って、あの団員が来ないということになれば、もうそこで切ったらい良いと思います。その代わりまた誰かを一生懸命勧誘をしないと仕方ないということですね。審議会とすれば、この報酬を引き上げることについて。

会 長 それは各団の話ということでありませぬ。京丹後市としての。

委 員 仕事で東京に行くとか、そういうことだったら休みということ支払わなくてもいいですけど、市内にいつでもいて、子育てに忙しいといわれたらもうどうしようもないのでね。でもそこだけきっちり区分をしたほうが良いかもしれませぬ。

会 長 今の是正のご意見に対して、どのように対応されますか。4月1日のタイミングというのが。

説明者 実態をお調べすることはできますし、確認もできると思いまので、それはしっかりとしていきたいと思ひます。

また、休団制度について、確かに出張というものもありますが、先ほど言われました育児休暇といったことも含めて条例の中に盛り込んでいかなければならないと思ひます。

会 長 今色々改善提案をいただいたのですが、今日の段階でそういったものを。

事務局 基本的に団員さんの任期が2年という任期で継続をされていかれるでしょうけれど、今委員さんが言われた幽霊団員のことについては、各部でそういう幽霊団員は任期のなかでもう辞めさせようだとか、新しい団員を引っ張ってこようだとか、任期の交代のときにはずっと検討はされていると思ひます。普段は、そう言わないで出て来いよというようなことはやっていると思ひのですが、そう言ってもなかなか出てこない団員さんもおられるので、その方に対してまで払わなくてもいいのではないのかという話だと思ひのですが、ちょっと微妙なところはあつたのかもしれなひです。払わないとなつたら辞めるぞということになつてしまひ、来られない団員さんは渋々なつているような人だと思ひますので、そ

ういうなかで非常にバランスが難しいところですよ。来ないなら切ってしまうとなったら誰もいなくなったみたいなことにならないようにしないといけな
いので、そのへんの難しいところは部長さんに色々とお世話にならないといけ
ません。

委 員 そうですね、部長さんにお世話にならないといけませんね。

会 長 ちょっと時間がかかりますね。今日はこの会議をどうさせていただきます
か。

事務局 この審議会とすれば、この報酬を引き上げることに ついてとなります。

会 長 皆さん異論はないと思いますけれどね。

事務局 今のご意見については。

委 員 今日は全然無理だと思いますね。やはりもう少し煮詰めてもらって、どうい
うやり方をしていくかということを考えないと。

会 長 それは今後の課題という位置づけですね。

事務局 こういう意見が出たということで、答申とは少し切り離させていただき
たい。

会 長 貴重なご意見を色々ありがとうございます。先ほどの幽霊団員等の課題があ
るように思いますけれども、そういったことは今後の課題としてまた取り組ん
でいただいて、本日に関しましては、この資料の3の概要にございますように、
班長と団員の年額報酬の増額、出勤報酬につきましても国の指針にも基づいて
おりますし、あるべき姿にある程度是正するという、皆さんご異論はないのか
なと思いますので、本日につきましては、年額報酬と出勤の額の引き上げにつ
きまして、事務局案どおりということでご承認いただけますでしょうか。

委 員 (異議なし)

会 長 ありがとうございます。

それでは、これは皆さんのご意見を踏まえまして、答申案については事務局に作
成をお願いし、後日確認をさせていただくというかたちでよろしいでしょうか。
それでは事務局のほうに今後の進行をお返しさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

答申の文書につきましては事務局のほうで作成をさせていただきました、後日
委員の皆様には確認をいただきたいと思います。ご確認をいただいた上で会長
から市長に対しまして答申を行っていくというようなことで進めさせていただ
きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

事務局 市としましては、京丹後市消防団条例の改正ということになりまして、この答申

を受けて市長が3月の定例会にこの条例の改正案を提案し、議会のほうでお認めいただければ4月から新しい報酬になるというような流れになります。

以上をもちまして、令和3年度第1回京丹後市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。